

早稲田商学第 353 号
1992年5月

賃借人の破産による保険の目的物の 回収費用は損害防止費用となるか

— Integrated Container Service Inc.

v. British Traders Insurance Co. Ltd. —

大 谷 孝 一

目 次

- I. はじめに
- II. 事実の概要
- III. 保険契約の概要
- IV. 第1審判決
- V. 控訴審判決
- VI. 解 説

I. はじめに

(1) 日本～東南アジア間の貨物輸送、および東南アジアを中心とする三国間輸送を主業務とし、コンテナ化の時流に乗って急速に営業規模を拡大して注目を集めていたわが国近海海運業のトップ企業、小山海運が、172億円に上る負債を抱え、東京地方裁判所の破産宣告を受けたのは、昭和50（1975）年8月21日であった。この年の6月30日に総額4億3千万円の不渡りを最初に出してから僅か2か月足らずの破産宣告であったが、同社の破産はわが国国外航海運会社として初めての企業倒産でもあり、当時、国の内外に多大の波紋を投げかけた。

国内的には、15億円に上る船員債権の確保および失業船員の再雇用の問題、

あるいは6億円近い債権を抱える造船所への支払いの問題、また対外的には、数十億円に上る債務とその処理のまずさの問題がクローズアップされた。特に対外信用の問題については、当時の東南アジア諸国の現地報道でも、小山海運、ひいては日本海運全体に対する論調は非常に厳しく、「対日貿易との絶縁も辞さない」旨を報じたものもあった。日本海事新聞によれば、こういった状況に対して吉光丸の野菜投棄事件がさらに不信を増幅させる格好となった。すなわち、昭和50年8月22日付けの同紙によれば、小山海運所属の吉光丸が香港において、シンガポールまでの野菜の運送契約を締結し、積荷を同地に運送の途中、差押えを恐れて同積荷を積載したまま日本に立ち戻り、腐った野菜の一部を東京湾の沖合に投棄したのである。これについてシンガポール政府は、①不渡りを出した後に運送契約を締結した、②貴重な食料をむざむざ投棄した、などモラルに著しく反する行為であるとして激しく同社を非難した。

これらの問題に対しては、同社が非系列の盟外船社で、過去においても業界ルールに協調的でなく、業界におけるモラルや慣行に欠けていたために、他の海運会社は当初極端に冷静であったが、結局は、運輸省、通産省、日本船主協会および全日本海員組合の努力で一応かたがついたようである。

(2) こういった解決に至る過程の中で、小山海運の破産に絡んで主として債権保全のための幾つかの訴訟が国の内外において提起されたが、英国においても、アメリカのコンテナ所有会社が小山海運の破産に因って生じた損害を回収すべく、保険会社を相手取って訴えを提起するという事件が起こった。これは、支払い不能に陥ったコンテナ賃借人（小山海運）に対して留置権を行使した第三者がそのコンテナを売却した場合に、その売却が適法なものであっても、コンテナ所有者がこれに因って被った損害は「オール・リスクス担保」の条件のコンテナの保険証券によって担保されるのか、あるいは部分的滅失または損傷が既に発生しているという事実は保険契約中の損害防止条項の適用を妨げるのか、といった問題について争われた事件であった。

そこで、本稿ではこの事件を取り上げて、これらの保険に関する問題を検討してみたいと思う。

II. 事実の概要

Integrated Container Service Inc. は、インターモダル・トランスポート用コンテナのリース業を営むアメリカの会社であるが、1972年6月23日、自己所有のコンテナについて、小山海運および極東において運航する他の海運会社がこれを使用するための賃貸借契約を小山海運との間で締結し、また同社所有の極東のコンテナ施設を小山海運に提供した。この賃貸借契約により、小山海運は、受寄者としてこれらのコンテナの保守および返却の費用について責めを負うと同時に、これらに保険を付けることを要求されていた。

1975年当時、小山海運は、Integrated Container Service Inc. から1,016個のコンテナを賃借していたが、上記の通り、同年6月に最初の不渡りを出し、7月には同社の業務を停止して、会社更生の手続きを申請した。そこで、Integrated Container Service Inc. は、損傷状態で回収されるコンテナについて保険金請求をする目的で、小山海運の保険者に対して付保状況を確認したところ、保険料未払いのため同保険契約は失効していることが判明した。

このような状況の中で、小山海運は同年8月21日破産宣告を受けた。そこで、Integrated Container Service Inc. は、小山海運にリースしていた1,016個のコンテナの回収に乗り出し、2個を除くすべてのコンテナを回収したが、このためにUS\$133,943.42を支出しなければならなかった。

Integrated Container Service Inc. は、自己のために、自己所有のコンテナについて British Traders Insurance Co. Ltd. に全体の40.15%の割合で保険を付けていた。そこで、同社は、1975年10月7日、上記費用について保険者に請求したが、保険者は、滅失または損傷したコンテナについては支払いを認めためたものの、コンテナの回収費用については、支払いを拒絶した。被保険危険に因る

損害はなく、コンテナの回収費用は単に破産した賃借人からコンテナを回復する商業上の行為において支出されたにすぎない、というのが拒絶の理由であった。その後、何度か両当事者間で通信が行われたが、保険者の態度が変わらなかったために、Integrated Container Service Inc. は、上記の割合で保険を引受けていた保険者に対して、保険証券中の損害防止条項に基づき US \$ 53,777.28を回収すべく訴えを提起したのである（事実の更なる詳細については、後述の控訴審における判決録参照）。

Ⅲ. 保険契約の概要

本件における保険は、ロンドン保険業者協会（The Institute of London Underwriters）の、いわゆる会社様式の保険証券（Companies Combined Policy）をもって付けられたコンテナ自体の保険（Container Itself Insurance; Box Insurance）であり、1975年1月1日から12か月の期間保険であった。また、本契約に添付された協会約款の第2条は、被保険者の所有するコンテナ、およびリース会社としての業務上被保険者の器材の一部を構成する器材を担保する旨を規定していた。

さらに、同約款中には、次のような規定があった。

「この保険は、ストライキ、騒じょう、暴動および悪意的損害を含む保険の目的物の滅失または損傷の一切の危険に因って、被保険者がコンテナ賃借人またはその他の者から回収できない場合に、被保険者に損害をてん補する。ただし、自然の消耗および損耗については担保しない。……この保険はまた、コンテナ賃借人またはその他の者が保険を付けていない運送についても拡張担保する。」

また、同約款の第5条(b)および第9条は、次のように規定していた。

「第5条(b)——保険者は、各コンテナ一個につき、一事故または同一の出来事から生じる一連の事故当たりの控除免責額として上記明細欄に明記され

た金額を超える額についてのみ責めを負う。ただし、この控除免責額は、……（Ⅱ）……損害防止費用には適用しない。」

「第9条——損害を防止または軽減するために合理的な処置を講じ、かつ、運送人、受寄者またはその他の第三者に対する一切の権利が適当に保存され、かつ行使されることを確保することは、すべての場合において被保険者およびその代理人の義務である。」

さらにまた、保険証券には、以下の危険条項 (Perils Clause)、損害防止条項 (Sue and Labour Clause) および放棄条項 (Waiver Clause) が挿入されていた。

「この航海において、われわれ保険者が満足して担保する冒険および危険は次の通りである。海固有の危険、軍艦、火災、外敵、海賊、漂盗、強盗、投荷、捕獲免許状、報復捕獲免許状、襲撃、海上における占有奪取、いかなる国籍・状況または性質であると問わずすべての国王・王侯および人民の拘束・抑止および抑留、船長および海員の悪行、並びに、上記貨物および商品またはそれらの一部に対して破損、毀損または損傷を生じさせたか、または生じさせるであろうその他一切の危険、滅失および不幸である。また、ある滅失または不幸が生じた場合には、被保険者、その代理人、使用人および譲受人が上記貨物および商品またはそれらの一部の防衛、保護および回復のために努力をすることは適法であって、この保険の効力を害することはない。これに要した費用は、ここに各社が引受けた金額の割合に応じて、われわれ保険者において、各社これを分担するものとする。また被保険財産を回復し、救助し、または保存するための保険者または被保険者の行為は委付の放棄または承諾とみなされないことを特に宣言し、かつ約束する。」

IV. 第1審判決

第1審の女王座部において、Neil 判事は原告勝訴の判決を下し、本件の詳

細部分の判決については、公任仲裁人 (Official Referee) に選任された名誉判事で勅撰弁護人の William Stabb 卿にこれを付託した。同公任仲裁人も、コンテナを回収するに当たって Integrated Container Service Inc. の支出した費用は、保険証券中の損害防止条項を適用できる状況の下において、コンテナの滅失または損傷を防止するために必然的に支出された損害防止費用であると認定した。

V. 控訴審判決

そこで、被告保険者は控訴した。

本件は、控訴院において、Eveleigh 判事、Griffiths 判事および Dillon 判事によって審理され、1983年11月17日に判決が下された。

控訴院における審理経過を、少々長いが判決録から以下に訳出してみよう。

Eveleigh 判事——原告 Integrated Container Service Inc. はアメリカの会社である。1972年6月23日、同社は、小山海運に同社のコンテナおよび施設をリースする賃貸借契約を小山海運との間で締結した。小山の事業は極東において行われていた。この会社は積荷を日本、台湾およびフィリピンの間で輸送していた。同社はその運航地域にコンテナ・デポを有していた。原告も、極東にいくつかのコンテナ・デポを持っており、小山の要求があり次第、そこから小山に器材を提供していた。1975年、小山は1,016個のコンテナを借りていた。その代替価額は一個につきUSドルで\$2,000ないし\$3,000であった。小山は、受寄者として、コンテナの保守について責めを負い、また賃貸借契約によってコンテナに保険を付けること要求されていた。

1975年の6月頃、小山は支払い不能に陥り、業務を停止した。同社に対して付けることが要求されていた保険は、保険料未払いのために既に失効していた。原告はコンテナの回収作業に乗り出し、追跡の結果、2個を除くすべてのコンテナを回収した。このために、原告はUS\$133,943.42を支出した。

原告は、被告が40.15%の割合で引受けていたオール・リスク担保の保険証券中に挿入されていた損害防止条項（Sue and Labour Clause）に基づき、US\$ 53,777.28を被告保険者に請求した。

回収作業を始めた頃、いくつかのコンテナはまだ実際に使用されていた。あるものは埠頭に置かれており、あるものは倉庫の中にあった。あるものについては港費が支払われておらず、また他のものについては倉庫保管料がかさんであり、このために、これらは港費や保管料のための留置権の対象となっていた。原告は、証拠のインボイスおよびその他の書類と共にその支出の明細を被告に提出した。これらの明細は、請求の諸点を記した明細書に記載されている。これらは、コンテナの釈放を確保するための港税および保管料、小山のコンテナ・デポへの移送の費用、小山のコンテナ・デポから原告のコンテナ・デポへの移動の費用、回収作業に従事する者の旅費、並びに日本の弁護士からアドバイスを得たことに対する弁護士への報酬に関してなされた支払いから成っている。被告は、明細書に記された書類に述べられている各地域からコンテナを回収するためにこれらの費用が支出されたものであることを認めた。

博学な公任仲裁人は、この費用は保険証券中の損害防止条項が適用される状況の下において、コンテナの滅失または損傷を防止するために必然的に支出されたものであるという原告の主張を認めた。

保険担保は、「ロンドン保険業者協会・会社共同保険証券様式」(The Institute of London Underwriters. Companies Combined Policy) の海上保険証券によって提供されていた。この保険証券中の約款第2条は、「被保険者の所有する、またはリース会社としてのその業務上被保険者の器材の一部を構成する……」原告のコンテナおよびその他の器材を担保する旨規定していた。

同条はさらに次のように規定している。

「この保険は、ストライキ、騒じょう、暴動および悪意的損害を含む保険の目的物の滅失または損傷の一切の危険に因って、被保険者がコンテナ賃借人

またはその他の者から回収できない場合に、被保険者に損害をてん補する。ただし、自然の消耗および損耗については担保しない。……この保険はまた、コンテナ賃借人またはその他の者が保険を付けていない運送についても拡張担保する。」

本保険証券は以下のような条件であると、保険証券に挿入された標準様式は規定していた。

「……一切の貨物および商品について、1975年1月1日から12か月……（さらに、標準様式は次のように規定している。）この航海において、われわれ保険者が満足して担保する冒険および危険は次の通りである。海固有の危険、軍艦、火災、外敵、海賊、漂流、強盗、投荷、捕獲免許状、報復捕獲免許状、襲撃、海上における占有奪取、いかなる国籍・状況または性質であると問わずすべての国王・王侯および人民の拘束・抑止および抑留、船長および海員の悪行、並びに、上記貨物および商品またはそれらの一部に対して破損、毀損または損傷を生じさせたか、または生じさせるであろうその他一切の危険、滅失および不幸である。また、ある滅失または不幸が生じた場合には、被保険者、その代理人、使用人および譲受人が上記貨物および商品またはそれらの一部の防衛、保護および回復のために努力をすることは適法であって、この保険の効力を害することはない。これに要した費用は、ここに各社が引受けた金額の割合に応じて、われわれ保険者において、各社これを分担するものとする。また被保険財産を回復し、救助し、または保存するための保険者または被保険者の行為は委付の放棄または承諾とみなされないことを特に宣言し、かつ約束する。」

原告と賃借人としての小山との間における主たる賃貸借契約は、賃借人に対して、原告の世界中にあるコンテナ・デポ・システムから、その選択によって随時器材を得る権利を与えていた。同契約書の第2条は、次のように規定していた。

「賃借人が ICS (Integrated Container Service Inc.) の認めたコンテナ・デポから借り受けたすべての器材は、賃借人がこれを ICS の認めたコンテナ・デポまたは両当事者により書面で合意されたコンテナ・デポに返還しなければならない。」

また、賃借人は器材を返還するに当たって支出される一切の諸掛りについて責めを負い、かつ賃借人がかかる費用および諸掛りの支払いを怠ることによって原告が支出しなければならない一切の費用について原告に償還しなければならない旨、契約書は規定していた。

同契約書の第15条は、次のように規定していた。

「賃借人は、ICS が前もって書面で同意した場合を除いて、このリースもしくはそれに含まれる利益の全部もしくは一部を譲渡またはこれに債務を設定してはならず、また一切の器材に抵当権を設定またはこれに債務を設定してはならない。」

第16条は、契約満了の時、原告は契約によってリースされた一切の器材を直ちに占有すべき権利を有すべき旨を規定し、さらに、賃借人が支払い不能に陥ったときは、賃借人の占有権は終了すべきことを規定していた。

実際取引を行っており、またコンテナを保守するのに必要な組織を有し、かつ受寄者としての資格においてコンテナに課される債務を履行する立場にある会社に、原告はそのコンテナを賃貸したのである。その会社が支払い不能の結果としてその業務を停止したとき、その会社はもはや貨物を管理できる受寄者ではなくなった。コンテナは実際上その保管者によって遺棄された。その結果、コンテナは窃盗、悪用、留置権の行使といった危険、換言すれば何らかの原因による滅失または損傷の危険にさらされたのである。われわれが関係しているのは、一切の危険を担保する保険証券である。したがって、もし原告が、滅失または損傷の脅威が存在するということを証明すれば、その脅威がたとえ賃借人の支払い不能に因って生じた場合でも、彼らはさまざまな理由から生じ

ることのある損害を回避するために支出した金銭を回収することができる。

ここにおいて、私は、損害の脅威が切迫していたかどうかおよび被保険者がその脅威を避けるためにどれ程の期間待つことができたかという問題を考察しなければならない。控訴人は、Lohre v. Aichison 事件 (1878) 3 Q.B.D. at p. 566 における Brett 控訴院判事の以下の言葉にわれわれの注意を向けさせた。

「保険の目的物が、被保険危険に因って、異常なまたは特別の労力または費用をもってしなければ損害が十中八、九まで保険者の負担に帰するような危険状態にさらされた場合において、被保険者またはその使用人もしくは代理人が異常なまたは特別の労力を行うとき、あるいはまた、もし発生すれば保険者の負担となるような損害を防止する努力のために被保険者が異常なまたは特別な費用を負担しなければならないときは、その結果全損があると分損があるとを問わず、また全く損害がないとを問わず、各保険者は、保険金の一部としてではなく、保険金とは別個のかつ保険金全額の外の負担金として、見込の損害が発生したならば保険者が支払わなければならなかった金額と同じ割合を支出した費用に乗じた金額、または損害防止の努力が不成功に終わったために生じた損害にその損害の保険金額に対する割合に乗じた金額、を支払うであろう。」

控訴人は、損害防止条項に基づき保険金を回収するためには、原告は以下の3点を立証しなければならないという自分たちの主張の根拠として、上記の文節を利用した。すなわち、(1)保険期間中に損害が十中八、九発生したであろうこと、(2)そのために、保険者はその損害について支払う責めを負ったはずであること、そして (3)そういった損害を避けるために、被保険者は異常な処置を講じたこと。控訴人は、損害が十中八、九発生したはずであるかどうかを公任仲裁人ははずねることを怠った、またはさもなければ、公任仲裁人は損害が十中八、九発生したはずであると考えるべき証拠はない、と主張した。損害は保険期間中に発生する必要があったという点については、追求されなかった。あ

るいは少なくとも公任仲裁人の前では追求されなかったようである。控訴理由はこの主張について特に触れていない。

原告が自分たちのコンテナを回収するために異常な処置を講じたということは疑いのないところである。ここで、私は、損害の蓋然性をどの程度まで立証する必要があるのかを考察し、次いで、損害は保険期間中に発生したはずであるということが証明されなければならないかどうかという問題について考察しよう。

1906年海上保険法第78条は、次のように規定している。

- (1) 保険証券に損害防止条項が挿入されている場合には、この条項に基づく約束は保険契約を補足するものとみなされ、保険者が全損に対して保険金を支払ったときでも、また、保険の目的物が、全部または一定歩合未満の単独海損を担保しないという条件で保険に付けられているときでも、被保険者はこの条項に従って正当に支出した費用を保険者から回収することができる。
- (3) 保険証券によって担保されない損害を防止または軽減するために支出した費用は、損害防止条項に基づいてこれを回収することはできない。
- (4) 損害を防止または軽減するために合理的な処置を講じることは、すべての場合において、これを被保険者およびその代理人の義務とする。

損害防止条項に基づく義務を履行することを怠った被保険者が被ることもある不都合な結果をすべて正確に述べることは難しいけれども、被保険者が義務を履行すべきときに履行することを怠ったということが証明されるときは、被保険者は、滅失または損傷に対するその保険金請求を拒絶されるという危険性を負担していることは疑いのないところである。

保険者が、被保険者に対して、損害を防止または軽減するためにあらゆる合理的な処置を講じることを要求する権利を有しているとしても、被保険者がその目的のために合理的に行動したということよりもさらに高度の程度の証明を、

保険者が被保険者に要求することができるというのは正しくない。

損害が「十中八、九」(very probably) 発生したということを証明することを被保険者に要求している約款または制定法はない。損害防止条項の効果に関する事件はこれまでにほとんどない。私は、Brett 控訴院判事が、制定法上の強制力を与えられることを意図し、被保険者がこの条項に基づいて保険金を回収することができるために証明されなければならない要件を規定することを意図した言葉を選んでいたとは思わない。彼は、損害が十中八、九生じたと思われる、したがって保険者が十中八、九損害を負担したと思われる事件を取り扱っていたのである。彼は、損害が起ころうであったか、それとも十中八、九起ころうかという問題には関与していなかったのである。判例集の568ページにおいて、彼は次のように述べている。

「この場合が損害防止条項に基づいて有効な保険金請求を生ぜしめる場合であったかどうかは、保険者に損害を生ぜしめる恐れがありそう (probable danger) であったかどうかにかかっている。」

彼は、ここにおいて「非常に」(very) という言葉を用いていない。本件において控訴人が主張しているような高度の立証を要求することは、被保険者を窮地に陥れることになるであろう。被保険者は、そのような義務を履行できるか、それとも何もしないで、保険者が被保険者は貨物の防衛のために行動すべきであったということを証明できる危険を負担するかを決めなければならないであろう。

海上保険法第78条に基づく義務は、「……損害を防止または軽減するために合理的な処置を講じること……」である。

これらの文言は、相当の判断力を有する人間が、保険者に保険金請求するのではなく、自己の財産を保全したいと考えて行動するような状況の下で、行動すべき義務を課しているものと私には思われる。被保険者が保険金を回収できるかどうかは、その状況判断と彼の取った行動の妥当性によるべきである。そ

の損害は起こる可能性がありまたは起こり得たとしても、最大限の調査と事実分析によれば、その発生の蓋然性は非常に高い（very probable）とは言えないと、保険者が主張することはできない。費用を回収すべき権利は、行動すべき義務の当然の結果であるので、私の意見では、被保険者は、慎重な被保険者が損害を防止すべき義務を心に留めて異常な種類の費用を支出したということを実証できるならば、自己の合理的に支出したすべての異常な費用を回収することができる。私の意見では、これが損害防止条項の効果であり、判例学説は私がそれ以外の考えを採用することを認めないと思う。

損害防止条項は古風な様式のものであることは認めるが、この条項は、専門的な意味を与える先判例がある場合を除いて、その文言にその自然な意味（natural meaning）以外の意味を付与することを私に強いているとは思えない。本件はそういった事件ではないと思う。私は、この条項の真の意味は不合理とは思えないと考えている。誰かが相当な判断力を持つ者として信頼されなければならない。そして、保険者は被保険者にその責任を負わせたのである。被保険者は、相当な判断力を持った人間であれば行ったはずであるということを実証しているのに、今やわれわれが知っているように、明らかになったすべての事実に照らして、損害は起こりそうになかったという基準で、被保険者に罰則を課すことは全く不合理であろうと私は思う。そうすることが被保険者にとって義務であると考えなければ、少なくとも大部分の場合、被保険者は異常な費用を支出しないであろう。

損害の性質

この条項の規定それ自体は、損害発生の時期のいかんを問わずすべての損害をてん補するほどに広いものである。しかしながら、被告は、私が既に言及した海上保険法第78条第3項に頼った。すなわち、同項は次のように規定している。

「保険証券によって担保されない損害を防止または軽減するために支出した

費用は、損害防止条項に基づいてこれを回収することはできない。」

これは積極的な記述である。これは何を意味するのか。これは発生すれば保険証券の担保範囲に入る損害を意味するのか、それとも保険証券が担保することを意図した種類の損害を意味するのか。もし発生すれば、保険証券の文言に従ってこれに関する保険金請求を保険者になすことができる損害を意味すると仮定しよう。上記条項の文言に従って、費用の支出目的を調べてみよう。

第78条第3項は被保険者が回収することのできる場合について述べているのではない。それは被保険者が回収することができない場合について述べているのである。保険者の負担に帰する損害発生危険があったので損害を回避する目的で被保険者は費用を支出したのか、それとも保険者の関与しない損害を回避するために支出したのかを尋ねなければならない。

保険者の観点から言えば、保険者は、自分たちが保険金請求に応じなければならない危険があるときは、被保険者が迅速に行動するよう促したいと考える。その危険の性質および程度は、もちろん場合によって異なるが、それが危険を避けるのにいかなる処置が合理的であるかを決定することになるであろう。したがって、損害防止条項は、保険者が損害を負担しなければならない危険があるときに、その損害を防止または軽減する目的で合理的に取られた処置に要した費用を、被保険者が回収することを可能にするものであると私は考える。保険者は、調査や詳細な分析を徹底的に行うことによって、究極的な事実の問題として、保険者は責めを負わなかったはずであると主張することができるとは思わない。こういった場合、第78条第4項は被保険者に過度の緊張を課すことになるであろう。

コンテナを脅かした危険状態に関する証拠が、Vidlund 氏および Webster 氏によって提供された。彼らは、経験から、極東における状況について語った。彼らはそれ程多くの言葉でコンテナが損害を被る蓋然性は極めて高かったと述べてはいないが、私は、彼らの証拠はそういった趣旨であると公任仲裁人が結

論付けたことは正しかったということを疑うべき理由を持たない。この証拠に対してまじめな異議の申し立てはなく、被告のために損害の蓋然性の程度は調査されなかった。

Vidlund 氏は次のように述べた。

「小山が、これらの代理人もしくは港湾当局またはそれが誰であれ、それらの者にかなりの額の金銭を返済すべき義務を負っていたというこの特定の理由は、もちろん、小山が器材の保守に心掛け、または器材について責任を負うことに関心を示さず、またある場合には、ユニットがどこにあるのかをわれわれに言うことさえも関心を示さないということを意味した。」

その後で、彼は次のように述べた。

「……彼らが倒産しかかっているということが明らかになるとすぐに、われわれは直ちにわれわれの器材の追跡を開始した。まず最初に、われわれは小山の本社に電話を掛けたが、不幸にして、スタッフはほとんど既に立ち去った後であった。そこで、われわれは方向転換して各方面の代理人に接触をかけた。そこで、われわれは、コンテナがどこにあるのか、利用できる最新の情報に基づいてわれわれのコンテナを追跡するために、できるだけのことをしなければならなかった。既に述べた通り、コンテナは、日本から、フィリピン、台湾、香港およびシンガポールを含めてマレーシアまで広がっていた。もちろん、出掛けて行って、コンテナを見つけ出すのがわれわれの主たる仕事であった。そこで、われわれは仕事を組織しなければならなかった。

「——彼はまた次のように言った。——」私が思い出すことができる限りにおいて、われわれはマニラではコンテナを放棄することを考えていた。なぜならば、彼らはコンテナを解放しようとせず、港保管料の名目でわれわれに要求された金額は莫大なものだったからである。すなわち、その金額はコンテナの価額の3倍であった。これについては後日交渉が行われたが、私は、最後の方はこれに関わりあっていない。私が関わりあったのは最初の方であ

る。」

そこで、彼は質問された。

「要するに、いくつかのコンテナを放棄する可能性は生じたのか。」[——そして彼は答えた。——]「確かに。」

Neil 判事の前でも、また公任仲裁人の前でも、被告は何の証拠も要求しなかった。Neil 判事の前で、被告は、保険証券の第 2 条は貨物の保険を提供しているのではなく、小山がその債務を弁済することを怠った場合にてん補を提供するものであると主張した。損害防止条項はこのような担保には適用されず、この担保にリンクさせることはできないと述べられた。このために、被告は、控訴院 ([1903] 2 K.B.511) によって承認された Cunard Steamship Co. Ltd. v. Marten 事件 ([1902] 2 K.B.624) を引用した。博学な判事はこの抗弁に反対の裁定を下した。そして、保険証券は貨物について担保を提供していないが、損害防止条項は適用されると判決した ([1981] 2 Lloyd's Rep. 460 参照)。その後、彼は本件を公任仲裁人に付託したのである。

公任仲裁人の前で、本件は被告の弁護人により多角的に論じられ、彼はこれを明確にした。支出された実際の金銭に対して、大きいものではないがある異議申し立てがなされた。この抗弁の趣旨は、コンテナの回収に当たって支出された費用は取引用に再度使用するためにコンテナを利用できるようにするためであって、コンテナを保護するためではない、ということであった。公任仲裁人はこの主張を退けた。私は、二人の証人が原告のために行ったところの、原告が予見した損害は本保険証券の保険期間中に生じたはずであるかどうかを判断しようとした反対尋問には何の問題も見出すことができない。

しかしながら、この控訴は、幾許かの金銭を回収しようという原告の権利に対する基本的な異議申し立てに基づいて行われた。

控訴の審問は延期された。控訴は控訴人が答弁を開始した後延期された。数週間後に延期された審問において、原告の予見した損害は保険の担保期間内に

生じたはずであるということは立証されなかったという論拠に基づいて原告の請求を拒絶するよう、われわれは求められた。私は、差し迫った損害を避けるために取られた処置は保険期間が6か月経過した時に取られたということを出す。私は、控え目に言っても、保険者に対して訴えが提起されるかどうかははっきりしていない時に、そして本件が保険金請求の全部が思い違いに基づいていたという保険者のための主張をもって始まる時に、保険者がこの種の点を取り上げることは異常であるとする。公任仲裁人による審理において、この問題は一般的な問題として処理された。彼は、起こる蓋然性が非常に高かった被保険損害を避けるために原告は合理的に行動したと明確に判定した。したがって、この種の保険金請求を維持するために必要であると被告が要求している厳しい要件を受け入れるとしても、私はこの点に関する公任仲裁人の認定を覆すつもりはない。この認定は、予見された損害は保険証券によっててん補されるということの意味するものとこれを解釈しなければならない。しかしながら、私は、原告に対して課される義務は被告が主張しているほど大きなものとは考えない。私は、本件において適用できる真の判断基準は、保険者が負担しなければならないような危険がある場合に、あらゆる状況の下において被保険者が損害を防止するために合理的に行動したかどうかであると思う。証拠は、被保険者がそのように行動したことを示していた。

危険に直面している損害は保険証券に基づき被保険者がてん補を受けることのできる損害でなければならないことを海上保険法第78条第3項は要求していると、私は控訴人に有利な想定をしたが、私の示唆した判断基準は、この想定に基づいて形成されている。しかし、私は本項について、別の解釈の余地を残しておきたい。

本院において、原告は、また別の方法で本件についての主張を行った。すなわち、保険証券の意味において、損害は既に発生していたと主張した。私が既に言及した Vidlund 氏の証拠は、原告が種々の理由で自分たちのコンテナを

占有または管理することはできなかったということを証明した。原告は自分たちのコンテナの多くがどこにあるのかを知らなかった。そして、これらのコンテナの多くについて上位の占有権が主張されつつあった。換言すれば、コンテナは滅失していたのである。それらは必ずしも永久に失われたわけではないが、そのことは重要ではない。保険のためには、少なくとも分損があった。これに関する関連規定は、海上保険法の以下の条文である。

第56条(1) 損害は全損または分損のいずれかとする。以下に定義する全損以外の一切の損害は分損である。

(2) 全損は現実全損または推定全損のいずれかとする。

第57条(1) 保険の目的物が破壊される場合、もしくは保険に付けられた種類の物として存在することができなくなる程の大きい損傷を被る場合、または、被保険者が保険の目的物を奪われてその回復が不可能である場合には、現実全損があるものとする。

第60条(2) 特に次の場合には推定全損があるものとする。

(i) 被保険者が被保険危険に因って自己の船舶または貨物の占有を奪われた場合において、(a)被保険者がその船舶もしくは貨物を回収する見込みがないとき、もしくは、(b)船舶もしくは貨物を回収する費用が回収した後の船舶もしくは貨物の価額を超える見込みであるとき。

被保険者はその貨物を奪われたが、回復の見込みがないわけではなかった。すなわち、賃貸借契約第16条によってコンテナを占有することができた。それにもかかわらず、被保険者はコンテナがどこにあるのかを知らず、またコンテナを管理下に置いていなかったので、彼らはコンテナの占有を奪われたのである。私は本件における占有の意味を決定する必要はない。Bamburi 号事件 ([1982] 1 Lloyd's Rep. 312 at p. 320) において、Staughton 判事は、占有は被保険者が貨物を自分で使用または処分するために利用することができない場合を含むと述べている。この意味および普通法上の占有の意味のいずれもが、

本件の事実を包含する。したがって、被保険者に対して、更なる損害を軽減または防止するための処置を講じることを要求している損害防止条項のまさにその文言によってカバーされる状況が発生したのである。本件における訴訟当事者は、一般的な観点から本件を処理していたことは明らかである。保険者は、千個のコンテナの一つ一つの運命を明確に把握することを要求してはいなかった。すべてのコンテナをカバーする包括的な構図は、コンテナは回収されるまでは失われており、これに降り懸かるあらゆるものなすがままになっていたということであった。その損害は、被保険者の請求することのできる被保険危険に因る損害であった。保険証券はオール・リスクス担保の保険証券であったので、その後続く滅失または損傷がどのようにして発生したかは問題ではないであろう。なぜならば保険者は、最初の損害（分損）ばかりでなく、その後続く損害についても、被保険者にてん補する責任があるからである。さらに、更なる損害が保険期間の満了後に生じたかどうかも問わなかった。なぜならば、コンテナは潜在的な致命的打撃を受けていたからである。したがって、被保険者には、かかる状況の下で、更なる格落ちを防止する義務があった。彼らは、損害防止条項に基づいて行動することができ、その費用を回収すべき権利があった。留置権を解除する費用はこれらの費用に正当に含まれる。なぜならば、もしこれが支出されなかったとすれば、費用は分損か推定全損となる程度にまで達していたはずだからである(第60条第2項)。

原告がいったんコンテナの移動を管理できるようにコンテナの場所を確認できれば、この条項上の責任は終了すると主張された。あるいはまた、いったんコンテナが小山のコンテナ・デポに到達すれば、責任は終了し、そのデポから原告自身のコンテナ・デポまで輸送する費用は免責されると言われた。

しかし、コンテナの所在場所が知られているという事実は、多くの場合、留置権を主張する者による売却の脅威を取り除くものではなかった。その主張が正当になされると不当になされるとを問わず、脅威は存在していた。損害防止

条項がその適用を停止するためには、私の考えでは、コンテナはもはや被保険者が責任を負わない危険によっては脅かされないと言い得る程度まで、換言すれば、コンテナの分損を生ぜしめる出来事に因って起こされたすべての災厄からもはや解放されたと言い得るまでに、貨物が被保険者の保管および管理の下に回復されることが必要である。

コンテナは原告自身のコンテナ・デポに到達するまで脅威および危険から解放されることはできなかったということを証拠は示している。小山のコンテナ・デポは、もはや小山の管理下にはなかった。なぜならば同社は、あらゆる実際的な目的からして、存在することをやめていたからである。われわれは、各コンテナ・デポにおいて流布していた条件についての証拠を詳しくは調べていない。なぜならば、既に私が述べたように、被告は本件が一般的な問題として処理されることをはっきりと受け入れたからである。このような事情であるから、私は、コンテナは原告のコンテナ・デポに到達するまで安全な状態になかったということを事実上意味する公任仲裁人の認定を妨げるつもりはない。実際、反対の証拠がなければ、一層僅かの距離でも（通常 2, 3 マイルでも）、原告自身のコンテナ・デポまでコンテナを移動するのがまったく合理的であると私には思われる。

また、訴訟費用は除外すべきであると主張された。これらの費用は、コンテナを回収するためにはどのような処置を講じるのが適当であるのか、例えば留置権を主張している者に対してはどのような論争を提起すべきであるのか、を知るために支出された。原告の証拠は、原告が交渉によって、留置権を解除するために要求されていた金額よりも僅かの金額でコンテナの解放を得ることに成功したということを示している。したがって、これらの費用は、コンテナを回収するに当たっての必要な処置として、適当に支出されたものと私には思われる。

私は本控訴を棄却する。

Griffiths 判事——私は、Eveleigh 判事が上で述べた理由により、本控訴は棄却されるべきであるということに同意する。

Dillon 判事——本件における保険証券は、正式には1978年10月まで発行されていなかったけれども、1975年1月1日から12か月間担保しているにすぎない。この期間中、保険証券は、原告がリース会社として所有し、またはリース会社としてのビジネスにおいて原告の器材の一部を構成する一切のコンテナ、トレーラー、ボギー、フレーム、シャーシーおよび／または同様の器材について、ストライキ、騒じょう、暴動および悪意的損害を含む保険の目的物の滅失または損傷の一切の危険を担保しているが、自然の消耗および損耗を免責している。

保険証券は捕獲拿捕免責条項を含んでいるが、議論が進むにつれて、同条項は適用を除外された。

保険証券はまた、「ある滅失または不幸が生じた場合に」原告が被保険財産またはその一部の防衛、保護および回復のために努力することを認める損害防止条項を含んでいる。

原告はこの条項に基づいて保険金請求を行っているのである。Neil 判事は、予備的審問において、同条項は實際上貨物保険に適用できると判示し、その後、審理のために本件を公任仲裁人に付託した。なぜならば、原告の請求については、些細なこまごまとした事柄があると思われたからである。しかしながら、こういった細かい事柄は起こらず、本件は両当事者において一般的な問題として議論された。

損害防止条項における「ある滅失または不幸が生じた場合に」という文言は、単に現実に発生した滅失または不幸ばかりでなく、差し迫った滅失または不幸をも含むというのが共通の理解である。また、滅失または不幸は被保険危険 (the perils or risks insured against) に起因する滅失または不幸でなければならないというのが共通の理解である。本件における問題点の一つは、滅失の危

険がどれだけ差し迫ったものでなければならぬかということである。

小山の支払い不能は保険証券上の被保険危険ではない。なぜならば、それ自体は保険の目的物であるコンテナもしくはその他の動産の滅失もしくは不幸ではなく、または實際上これらの物の上になんらの効果も有しないからである。しかしながら、それは、原告が小山との賃貸借契約の条件に従い、一切のコンテナの占有を回復する権利を小山に対して有するという結果を生じた。

本訴訟において請求されている費用は、原告が787個ほどのコンテナを回収し、これを原告自身のコンテナ・デポまで持ってくるために原告の支出した費用の全額に対する被告の負担部分である。原告は、この費用の全額を損害防止条項によって回収すべく請求している。

原告がコンテナを回収するための訴えを提起した時における状況は、大ざっぱに言えば、以下の通りであったと私は理解している。すなわち、109個ほどのコンテナは、シンガポール、マニラおよび Kelang の港湾当局に保管されており、155個ほどは、台湾の台北において、小山および別の海運会社の代理人を務めていた the Kee Yeh Shipping Company に保管されていた。そして残りは、極東の他の諸港において小山の別の代理人がこれを保管していた。Webster 氏の証拠によれば、これは6か所ほどの場所であった。残りのコンテナは海上にあったが、これらは最終的には上記の場所のいずれかに返送された。これらのコンテナは直ちに処分されるか物理的に損傷を被るという危険はなかったが、原告が万全の努力を尽くさなければ、必然的に彼らはコンテナを取り戻すということは決してできなかったということになるであろう。これらのコンテナは、未払いの費用に対する弁済義務の履行のために港湾当局もしくは倉庫業者によって売却されるか、または真の所有者が明らかに遺棄した物として、最後は第三者によって着服されていたであろう。いずれの場合においても、コンテナはその時原告にとって失われたことになるであろう。

本控訴における保険者の主たる主張は、これを以下のように要約することが

できる。

- (1) 未払いの港税または倉庫料を回収するための売却の権限をその土地の法律によって有している者がコンテナを適法に売却するという危険は、保険証券によって担保される危険ではない。これは原告が、これらの費用を必ず支払うはずであった小山にコンテナをリースすることによって、自ら負担していた危険である。
- (2) 保険証券によって担保される期間である1975年1月1日から12か月の間に、損害を被る恐れはなかったから、損害発生の危険性はほとんどなかった。
- (3) 保険期間に関する問題は別としても、損害防止条項に基づき、原告による活動を保証するために費用が支出された時、損害発生の危険性はほとんどなかった。
- (4) 少なくとも、原告がコンテナを回収する目的は、更に多くの費用がかさむのを避けて、コンテナを取り戻すことであった。
- (5) たとえ港湾当局に費用を完済することが正当化されるとしても、小山のコンテナ・デポから原告自身のコンテナ・デポまでコンテナを持ってくることは合理的でも必要でもなかった。コンテナは原告のために小山のコンテナ・デポにおいて全く安全に保持されていたからである。

これらの点を順次検討する。

- (1) 保険証券はオール・リスクス担保の条件であった。したがって、私は、なぜ第三者による適法な売却の危険が免責されるのかその理由が分からない。その売却が留置権——港湾規則または裁判所の執行手続き——に基づき適法になされるとまたは違法になされるとを問わず、原告は実際上そのコンテナを失っている。原告が小山はコンテナを倉庫に入れるであろうと期待していたものとみなされなければならないという事実は、小山による費用の不払いに対して、コンテナが倉庫所有者によって売却される危険を、原告が保険者の資格で

負担しているという結論に導くものではない。同様に、原告が小山はコンテナを船で積送してくれるであろうと期待していたものとみなされなければならないという事実は、コンテナが海上において滅失する危険を、原告が保険者の資格で負担しているという結論に導くものではない。

(2) 保険期間に関する第2の点は、下級審における争点としては探求されなかった。すなわち、下級審では、保険者のこれと関連した主張は、以下で考察する(3)、すなわち原告がその予防的行為を取っているときに損害発生危険性はほとんどなかったという一層一般的な主張として述べられた。この点、すなわち第2の点は、本院における議論の過程で現れてきたにすぎない。しかし、原告は、この点が取り上げられることに反対しなかった。これに関連した証拠が本院に提出されているが、基本的な事実に関しては、争いはない。

損害防止条項と保険期間との相互関係は二つの異なるコンテキストにおいて生じうる。すなわち、一方では、保険期間中に被った現実の全損もしくは分損または不幸の対象物である貨物および商品を回復するに当たって、保険期間後に費用が支出されることがある。他方において、何もしなければ最終的には避けられないけれども、保険期間満了後までは生じそうもない損害に対する脅威から貨物または商品を防衛または保護するに当たって、保険期間中に費用が支出されることがある。

前者のタイプの費用は、明らかに損害防止条項に該当する。Brett 控訴院判事は、Lohre v. Aitchison 事件 [(1878) 3 Q.B.D. 558] におけるその古典的な判決において、本院の判決を下すに当たって、損害防止条項は十中八、九保険者の負担となるであろう被保険危険による損害を防止または軽減するために支出される費用と関係していると強調した (at p. 566)。保険者にとっての損害の蓋然性については、その判決を通じて強調されている。Arnould の Law of Marine Insurance and Average (第16版) 第2巻 909A 節において述べられているように、

「損害の防止がこの条項の予期した目的である。この条項は保険者の利益のみを考慮したものであって、そのために保険者はその費用について責めを負うのである。」

Kidston v. Empire Marine Insurance Co. Ltd. 事件 [(1866) L.R.1 C.P.535 (affirmed (1867) L.R.2 C.P.357)] における Willes 控訴院判事の判決も、損害防止条項は損害がもし防止されなければ保険者の負担に帰する場合に適用されるということを強調している点において、これと同趣旨である。

したがって、損害が保険期間中に発生しなければ、保険者の負担する損害はないと保険者のために述べられ、それ故、損害はこれが防止されなければ保険期間内に発生したという十分な恐れがなければ、損害防止条項に頼ることはできないと述べられている。

しかしながら、Colman 氏が指摘しているように、原告が介入した場合における立場は、小山の未払い費用に対してコンテナに留置権を要求する港湾当局または小山の代理人または倉庫業者によって、コンテナが倉庫に保管されていたというものであった。時期が来て、留置権が行使され、コンテナが売却された場合には、保険証券の意味におけるコンテナの全損が生じたはずである。一方、時期が来て、積もった未払い費用に対する利子額がコンテナの価額を超えた場合には、コンテナの推定全損が生じたはずである。とかくするうちに、原告は賃貸借契約の条件に従ってコンテナを占有する権利があるが、債務を弁済し、留置権を解除されるまでその占有を拒絶された。これは、私の判断では、原告が保険期間中最初に介入した時に発生したコンテナの分損に該当する。したがって、保険期間中の損害があった。私は Colman 氏の意見に同意し、第 2 の点を否認する。

損害防止条項の目的が、防止行為を行わなければ保険者の負担に帰するはずの損害を回避または軽減することであるならば、この行為は「今日の一針明日の十針」という考えから明らかに正当化される。(台風中に濡れ損を被り、

損傷が軽微な時にこれを乾燥しなければ腐敗して一層損傷が大きくなるという、Kidston 事件 (at pp. 543-545) において与えられた貨物の例を参照せよ。) したがって、損害防止条項に基づき、原告による活動を保証するために費用が支出された時、損害発生危険性はほとんどなかったとは言えなかった。

(4) 自己の被保険貨物の保護、防衛および回復のために努力するものは誰でも、貨物を自分自身の用に供したいと考えるからこそそうするのである。ここにおいて使用とは、業務上における使用を意味するものと思われる。Lohre v. Aichison 事件において Brett 控訴院判事が指摘した通り (at p. 567)、保険者を利する意図があるかないかは、損害防止条項に基づいてなされる行為の価値や効果を減じたり付け加えたりすることはできない。したがって、私は第 4 の点には判断すべき何物もない。

(5) 原告の請求する費用には、明細欄 1 に基づき、すべてのコンテナを所々の港にある小山のコンテナ・デポに持ってくる費用、および明細欄 4 に基づき、小山のコンテナ・デポから同じ港内の原告の最も近いコンテナ・デポまでコンテナを輸送する費用を含んでいる。原告が最初に訴えを提起したときに、港費の支払いを待ちながら港湾当局によって保持されていたコンテナでさえも、港湾当局によって解放された時、まず最初に小山のコンテナ・デポに運び込まれた。なぜならば、コンテナから中身を取り出さなければならず、この中身については、原告にはいかなる権原もなかったからである。

しかしながら、この保険は航海保険ではない。航海保険であれば、たとえ運送人によって航海が中間の港で放棄された場合でも、運送賃を稼ぐために積荷をその契約上の仕向地まで継搬する費用を損害防止条項に基づいて請求することができる。同様に、この保険は、賃貸借契約上の小山の一切の債務を小山が履行するための賠償責任保険でもない。賠償責任保険であれば、小山が債務を履行することを怠ったときに、コンテナを原告のコンテナ・デポまで返却する費用を原告は単純に請求することができた。しかし、本件の保険は、単にコン

テナの滅失または損傷の危険に対する保険であった。

保険者のために次のように述べられている。すなわち、原告がその権原を主張し、未払い費用——私はこれは明細欄1の支払いであると理解している——を弁済して留置権を解除し、かつコンテナが小山の代理人のコンテナ・デポに置かれた時、もはや危険は存在していなかった。コンテナは——原告のために留置権を解除されて——原告の占有下にあった。そして、原告はそれらのコンテナをもって何でも自由に行うことができた。彼らはコンテナを売却することもできたはずであるし、小山の代理人のコンテナ・デポから新たにコンテナを持ち出すこともできたはずである。彼らがコンテナを自分たちのコンテナ・デポに移動させたのは、専ら彼ら自身の業務上における彼ら自身の便宜のためであり、彼ら自身のために倉庫保管料がかさむのを避けるためであって、保険者が責めを負う滅失または損傷の危険が存続することからコンテナを守るためではなかったと。

したがって、原告自身がコンテナを新たに遺棄した場合にのみ、危険または損害があるにすぎないのであり、これは保険証券によって担保されていなかったと述べられている。Hunter氏は、関係のコンテナ・デポは小山自体には所屬してはおらず、小山の代理人を勤めてはいたが自らは支払い不能に陥っていない第三者に属していたと主張している。また、関係のコンテナ・デポは塙で囲われているという証拠があった。

この議論について私の抱く困難は、それが下級審において効果的になされたとは思えないということである。下級審では、保険者のために、この問題は非常に一般的に議論され、保険者は何の証拠も要求しなかった。この点はWebster氏の反対尋問において述べられているが、これは調査されていない。しかし、コンテナは小山の代理人の手元およびその敷地内であって、安全であったということを立証すべき証拠はない。

したがって、また特に本件が、事実問題についてはいかなる控訴も存在しえ

ない公任仲裁人の判決からの控訴であることに鑑みて、私は、これらの費用が「原告がコンテナを失う真の危険 (real risk)」と Webster 氏が述べているところのものを避けるために支出されたのであれば、明細欄 4 の費用を含めて、請求された費用はすべて原告にとって支出することが合理的に必要なものであったという公任仲裁人の明確な認定を否定することは安全または適当でないと考える。

私は、本控訴が棄却されることに同意する。

VI. 解 説

(1) 記述の通り、本件は、会社様式の保険証券 (Companies Combined Policy) をもって付けられたコンテナ自体の保険 (Container Itself Insurance; Box Insurance) の下で請求された損害防止費用に対する保険者の責任の有無が争われた事件である。

損害防止費用に対する保険者の責任の有無が争われた事件は多いが、本件が指導的判例たりうる理由、したがって本稿においてこれを取り上げた理由は、三つある。

第一は、本件が、支払い不能に陥ったコンテナの賃借人に対して留置権を行使した第三者がそのコンテナを売却した場合、その売却が適法なものであると否とを問わず、「オール・リスクス担保」の条件の保険では担保されるということを確認しているという点である。

もちろん、「オール・リスクス担保」の条件の場合に、損害防止のために支出された費用は、いかなるときでも損害防止条項に基づいて補われるものとみなしてはならない。すなわち、損害防止条項に基づき費用を回収するためには、その費用は保険証券の下で保険者が補填の責めを負ったはずの損害を防止または軽減するために支出されたものでなければならない。これには三つの側面ないしは条件がある。一つは、当然、防止または軽減されつつある損害は

被保険危険に因って生じた損害でなければならないという、危険に関する制約条件である。したがって、これは、貨物保険の場合、保険の目的物である貨物の引渡しの遅延を避けるために支出された費用は、たとえその遅延が被保険危険に因って生じた場合でも、損害防止条項の下ではこれを回収できないといった副次的な問題を生じる。二つ目は、損害そのものに関する制約条件である。たとえば防止または軽減されつつある損害が被保険危険に因って生じた損害であっても、損害そのものが保険者によって補されるものでなければならない。例えば被保険貨物のみが被保険危険である火災に罹った場合において、損害防止行為を行わなくても分損にとどまったとき、これに要した費用は「全損のみ担保」の条件の保険契約の下ではこれを回収することができない。三つ目は、損害防止のために支出された費用は正当に支出されたものでなければならないという費用に関する制約条件である。もちろん、これらの費用は被保険者、その使用人または代理人によって支出されたものでなければならない。1906年英国海上保険法第78条第1項は、損害防止費用を保険証券上回収することができるためには、費用が「この条項（損害防止条項）に従って正当に支出された」ものでなければならない旨規定している。1982年1月1日付けの新協会貨物約款(A)、(B)および(C)の各第16条「被保険者の義務条項」(Duty of Assured Clause)は、費用が正当に支出されなければならないばかりでなく、「適切かつ合理的に支出され」なければならないと規定しているが、これらの文言が追加されていなくても、合理性の原則は適用されるであろう(See Templeman on Marine Insurance, 6th ed., 1986, p. 382; 1906年英国海上保険法第78条第4項)。

すなわち、危険と損害と費用の三点において上記の条件を充足しなければ、損害防止条項に基づき費用を回収することはできないということになる。

序でながら、第一の点に関して述べれば、本件の場合でも、もし1982年1月1日付け新協会貨物約款(A)をもって保険に付けられていたとすれば、同約款

(A)は「オール・リスクス担保」の条件であるが、第4条第6項の規定（「船舶の所有者、管理者、用船者または運航者の支払い不能または金銭債務不履行から生じる滅失、損傷または費用」をてん補しない旨の規定）によって、被保険者は保険の目的物の回復費用を回収することはできない。

(2) 本件が指導的判例たりうる第二の理由は、損害防止費用を支出するに当たっての立証責任の問題についてである。損害防止条項の出だしにある「滅失または不幸が生じた場合に」(In case of any loss or misfortune)という言葉は、何らかの被保険危険の作用によって保険の目的物が滅失または損傷を被る危険が存在する場合にのみ、本条項の規定が適用されるということを明確にしている(See Templeman, *op. cit.*, p. 378)。また、既述の通り、合理的に必要であったと証明できる費用のみが同条項によって回収できるにすぎない(See also Templeman, *op. cit.*, p. 382; Arnould's Law of Marine Insurance and Average, 16th ed., 1981, s. 912)。合理的に必要であったかどうかの判断は、その費用が支出された時における危険状態による。しかし、被保険者は、滅失または損傷が発生した「蓋然性が極めて高い」または損害は「十中八、九発生したはずである」(very probable)ということを証明する必要はない。被保険者は相当の判断力を有する人間(reasonable person)であれば当該保険の目的物を保全する処置を講じたはずであるということを証明すれば足りるのである。

(3) 最後に、本件が指導的判例たりうる第三の理由は、部分的滅失または損傷が既に発生しているという事実は、損害防止条項を適用することができないということを意味するものではないという点に存する。すなわち、本件は、保険者が責めを負う一層大きな滅失または損傷を防止または軽減するために正当に支出した費用は本条項に基づいてこれを回収することができるということを明確に確認したのである(See also Weissburg v. Lamb (1950) 84 Ll. L. Rep. 509)。

(1992年1月10日脱稿)